

格差と貧困の打開に実効ある労働法制の改正を求める意見書(案)

「ワーキング・プア」が深刻な社会問題となるなかで、その打開が急務となっている。ところが政府の労働3法案は、この要請とはほどとおい内容となっている。

労働基準法改定案では、現行25%の時間外労働の割増率の引き上げを盛り込んでいるが、割増率が50%となるのは「過労死ライン」の月80時間を超えてからで、これでは深刻な長時間労働の是正どころか、これを追認、温存するものといわなければならない。

最低賃金法改定案は、切実な願いである時給千円への引き上げに背を向けたばかりか、「全国一律」の基準設定も見送られている。国会では最低賃金の大幅引き上げを否定する政府答弁が繰り返されている。

新たにつくられる労働契約法案は、労働契約の締結や変更について「労働者と使用者が対等な立場で合意する」ことを原則としているが、同時に、使用者が一方的に定めることができる就業規則の変更が労働者に不利益となる場合でも、労働者の合意は必要ないとされている。非正規労働者への差別を禁止する「均等待遇」や、有期労働者への「雇い止め」防止などの規定も盛り込まれていない。

いま日本社会をおおっている格差と貧困を打開し、「人間らしく働きたい」という切実な願いにこたえるうえで、3法案はあまりにもかけ離れたものといわざるを得ない。人件費節減という財界の意向を中心においた「改革」では、人間らしい労働環境を実現することはできない。

よって、政府は、こうした「改革」でなく、格差と貧困を打開する真に実効ある労働法制を確立すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。